

(別紙)

生活文教委員会政策提言

市民の防災意識を向上させる取り組みについて

～（仮称）災害対策基本条例制定に向けて～

提言の背景と経緯

平成23年3月11日におきた東日本大震災はマグニチュード9.0、宮城県では震度7を記録し、この地震や津波等により死者・行方不明者は1万8千人を超え、39万戸を超える建物が全壊や半壊となった。さらに道路や公共施設など極めて広範囲で被害が発生し、これまでの想定をはるかに超える大きな災害となった。

また、平成28年4月には気象庁震度では最も大きい震度7を2回観測した熊本地震が、同年10月には鳥取県中部地震（マグニチュード6.6）が発生した。

大きな地震の続く中、生活文教委員会では近い将来起こるであろう首都直下地震等の災害に対する備えを進める必要があると考えた。

しかし、小平市はその名が示す通り、平坦な地形から地震に強いとの思いが市民にあり、災害に対する備えや心構えが十分ではなく、市民の防災に対する意識の希薄さを感じた。また、調査していく中で自治会加入率の低さや、昼間人口の偏り、市内に7つの駅があり踏切が多く、発災時には通行に支障をきたすなど小平市ならではの課題が明らかになった。

また、市民との意見交換会では、行き止まりが多いこと、生活用水確保や備蓄量、情報伝達のあり方など、多くの心配や不安な声が寄せられた。

先進事例の視察など調査を通し、市民及び事業者そして市の果たすべき役割と責務を明らかにする災害対策基本条例の制定が急務であり、その制定に向けては、市民の防災意識向上を図るため、条例を作る過程を大切にし、多くの市民と意見を交わしながら作り上げていく必要があるとの認識を委員会内で共有した。

よって、生活文教委員会では、小平市ならではの課題について市民参加のもと災害に強いまちを目指すため「（仮称）災害対策基本条例」制定の必要性について提言する。

調査研究の過程

平成28年3月	前年度からの検討を踏まえ、政策課題にかかわる所管事務調査事項を「防災対策について」とすることを決定
平成28年5月	海老名市を視察、市の現状と防災における課題及び他市の災害対策基本条例等について調査
平成28年6月	市の防災対策の現状を調査
平成28年8月	災害対策基本条例等を制定している25の市及び区に調査を実施し、その特徴について分析
平成28年9月	課題の再確認、解決方法の検討
平成28年10月	石巻市を視察、震災後の復興と条例制定について調査
平成28年11月	花小金井北公民館において「みんなでつくる（仮称）災害対策基本条例」というテーマで市民との意見交換会を開催し、市民からの意見を聴取

調査研究の結果と対応

「希薄な市民の防災意識」、「共助を支える自治組織などの組織率の低さ」、「昼間人口の偏り」、「防災上課題のある交通環境」など、小平市特有の防災対策の課題が浮き彫りになった。これらの課題を克服していくためには、自助、共助、公助の基本的考え方を市民に周知し、市民、事業者、行政の責務を明確にし、災害に備える基本条例の制定が必要ではないかとの認識を委員会内で共有した。その結果、小平市議会としては、初めての試みであるが、生活文教委員会委員の総意で、小平市の災害対策を市民とともに確かなものとするため、その法的根拠となる（仮称）小平市災害対策基本条例案を議会へ提案していただくことを政策提言することと決定したものである。

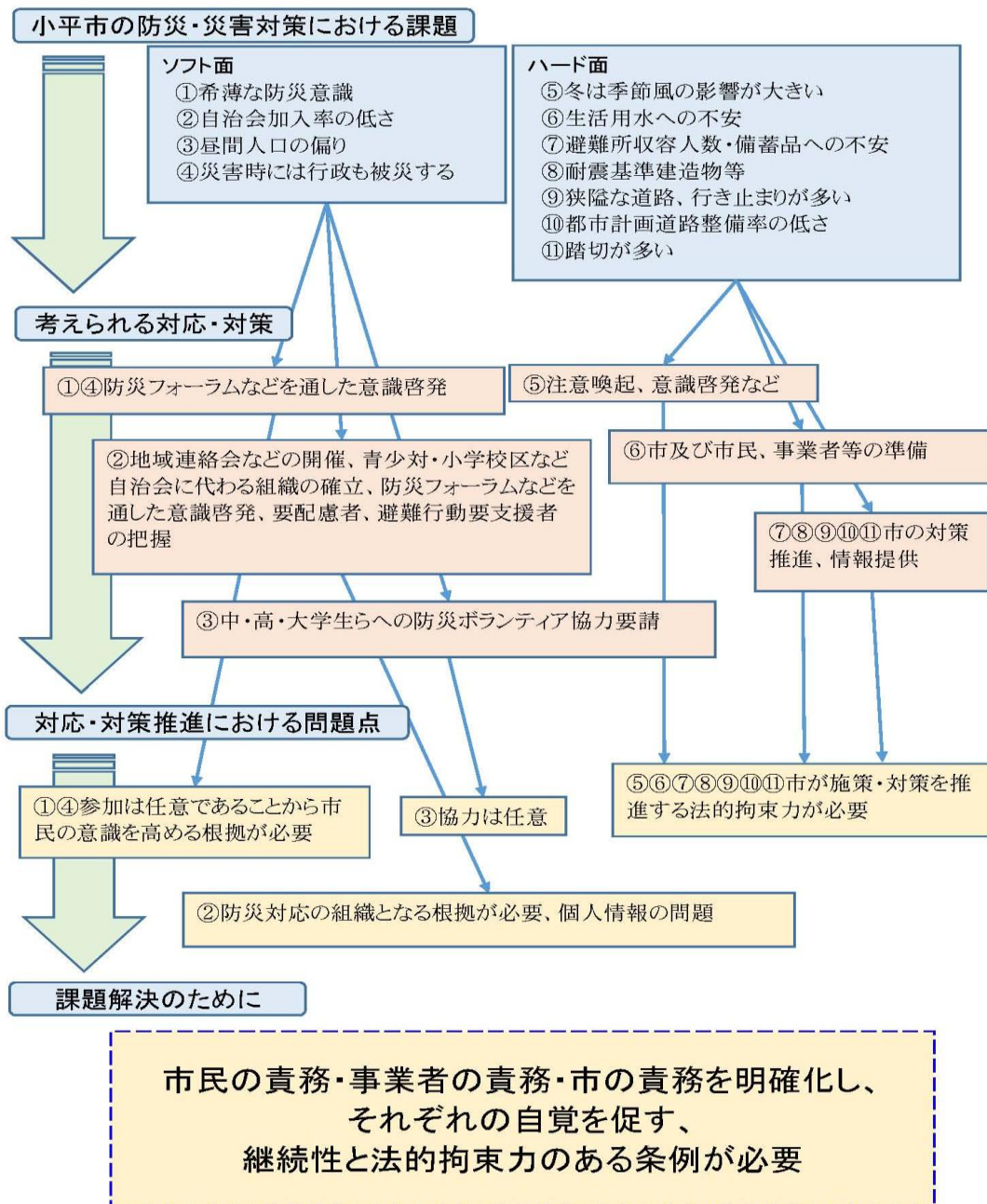
条例制定は、議会の権能であるが、本条例は行政と市民とが時間をかけ、協議しながら、市民の意識向上を伴う多様な市民参加のプロセスを経て条例案を策定することが重要と考え、政策提言とするものである。

条例の必要性

小平市は地形的に山や川が無く、河川水利に恵まれていない台地に位置しているため、土砂崩れ、洪水、津波による災害の心配がないことから、比較的災害に強いという意識が市民の中にあり、防災意識を希薄にしていると思われる。また、ベッドタウンとして発展してきた小平市は、昼間人口の偏り、自治会加入率の低さなどから、発災時および復興時における、自助、共助が機能しにくいことが懸念される。加えて、冬は季節風が強く、乾燥する。狭隘な道路や行き止まり、踏切が多いなど、防災上の課題がある。地域防災計画によれば、最悪の場合、多摩直下地震では4,826棟、立川断層帯地震では4,364棟の建物が焼失すると想定されている。これらの災害から市民の生命、身体、財産及び生活を守るため小平市特有の課題を解決し、被災後の復興についても円滑に推進できるよう災害に強いまちにしていくために、

- ① 市民の防災意識向上
 - ② 市民、地域、各種団体、企業、行政が積極的に災害対策に努めること
 - ③ 災害発生時に、市民の生命、身体、財産及び生活を守るための対策を積極的かつ計画的に行うこと
 - ④ 自助・共助・公助の考え方から「市民の責務、事業者の責務、市の責務」を明確にし、連携を図り進めていくこと
- などを計画的かつ継続して実行するための法的根拠となる(仮称)小平市災害対策基本条例を制定する必要がある。

【フローチャート】



条例の内容

① 目的・定義・基本理念

委員会の総意では市民の防災意識向上のため、市民とともに作り上げることや市民、事業者、市のそれぞれが果たす責務を記す必要があると考える。また、議会で開催した市民との意見交換会では、情報が欲しいとの意見が多く寄せられた。それらの意見を尊重した目的を掲げ、小平市の実情に沿った定義とする。

② 市民・事業者・市の責務

自助・共助・公助に於ける各々の必要な対策や役割、責務を定める。

③ 予防対策

総合防災訓練や自主防災組織の行う防災訓練への参加の努力義務や、自助・共助の一翼を担う中高生への防災教育についての必要性。要配慮者について、防災・減災の準備方法、事業者として準備すべきことなども記載する。

④ 応急復旧対策

小平市の実情に即した応急復旧対策、避難対策や緊急輸送の確保、帰宅困難者への支援、自主防災組織への支援を明記する。

⑤ 復興対策

市民生活の再建に向けての市民と事業者の相互協力、市の復興体制、国及び都との連携について明記する。

条例制定のプロセス

条例制定のプロセスにおいて下記の事を行う。

- ① なによりも市民の防災への意識啓発を考え、素案の策定段階から市民参加と協働を重視する。
- ② 素案の段階から市民団体等との意見交換会などを開催し、作成していく。
パブリックコメントにとどまらず、多段階で地域ごとの市民懇談会、検討会等を開催し、意見徴収する。
- ③ アウトリーチの手法を用いてアンケートなども実施し、広く市民の意見や意識をつかみ、できるかぎり条例素案に反映していく。

制定後の運用

制定後は説明会などを開催し、特に市民の責務についての理解を深める。さらなる、意識向上を図るため継続的に説明会などを開催する。社会情勢の変化等、必要に応じ条例の見直しを行う。